

(改正後全文)

児発第397号  
平成10年5月18日

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号  
【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号  
【一部改正】平成22年5月21日雇児発0521第1号  
【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第6号  
【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第5号  
【一部改正】平成26年5月13日雇児発0513第9号  
【一部改正】平成27年6月5日雇児発0605第10号  
【一部改正】平成28年9月1日雇児発0901第5号

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生省児童家庭局長

#### 児童家庭支援センターの設置運営等について

児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に児童養護施設等を退所した者等に対する相談・支援等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」を、児童相談所等から委託を受けて児童又はその保護者等に対する指導を行う事業について、別紙3のとおり「指導委託促進事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。

## 児童家庭支援センター設置運営要綱

### 1 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であつて、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。

### 3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

### 4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

#### （1）地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

#### （2）市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

#### （3）都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

#### （4）里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

#### （5）関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

## 5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を探るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。

なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

- (7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。
- (9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

- (10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。
- 児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日雇児発第通知133号)による。
- (11) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。
- (12) 相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。
- (13) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

## 6 職員の配置等

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員（2名）

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員（1名）

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。（児童福祉法第44条の2第2項）

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異種職との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

## 7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(1) 相談室・プレイルーム

- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

## 8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。  
また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

## 9 経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

### (参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

#### (援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択（児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する）
- ・ 具体的援助の指針（援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたり行う）

#### (援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握（主訴から隠れた問題を探る）
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化（留意点及び関係機関との役割分担を含む）
4. 援助計画の再評価（援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等）

#### (具体的な事例)

##### 1. 相談による問題点の把握

子ども（乳児）の夜泣きが止まらず困っている。（母親からの電話による主訴）

母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。（面接を重ねた結果隠れた問題が判明）

現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。（援助の選択）

##### 2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

##### 3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週1回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、2週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

(留意点)

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

#### 4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いながら援助していくこととする。

## 退所児童等アフターケア事業等実施要綱

### 第1 退所児童等アフターケア事業

#### 1 目的

児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども（18歳以上の者を含む。以下同じ。）に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体等

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容（4（2）を除く。）を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することとする。

4（2）に掲げる事業については、都道府県は事業内容を適切に実施することができると認めた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施することとする。

#### 3 対象となる子ども

- （1）里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置、児童自立生活援助の実施並びに母子保護の実施を解除し自立生活する子ども等。（保護者を含む。）
- （2）都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が前号に規定する子どもと同等であると認めたもの。

#### 4 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

##### （1）生活支援

###### ア 退所を控えた子どもに対する支援

（ア）地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。

（イ）退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

（ウ）高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

（エ）子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。

(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

イ 退所後の支援

(ア) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4 (2) 就業支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

(ウ) 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自グループ活動の育成支援を行うこと。

(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

(2) 就業支援

ア 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

イ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。

ウ 就職面接等のアドバイスを行うこと。

エ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

オ その他就業支援に必要な事業を行うこと。

## 5 職員の配置等

(1) 生活支援

ア 相談支援担当職員を配置すること。

イ 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

(ウ) 子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適當と認めた者

(2) 就業支援

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置すること。

## 6 設備

4 (1) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 相談室

(2) 子どもが集まることができる設備

(3) その他事業を実施するために必要な設備

## 7 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 子どもとの信頼関係の構築に努めること。
- (2) 子どもの入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的に支援ができるよう努めること。
- (3) 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（平成 28 年 3月 7 日付け厚生労働事務次官通知）に基づく「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。
- (4) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。
- (5) 事業を実施するにあたっては、子どもが利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (6) 地域の子どもに対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。
- (7) 子どもの個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- (8) 4 (1) に掲げる事業及び4 (2) に掲げる事業を委託して実施する場合については、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。

## 8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業

### 1 目的

児童養護施設退所児童等で就職や進学後まもない離職等を事由として児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）を利用する場合に、当該児童等（18歳以上の者を含む。以下同じ。）に対して、心理面から自立支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体等

この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた者に委託して実施できることとする。

### 3 対象となる児童等

- (1) 就職や進学等自立を理由に里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託措置又は児童福祉施設への入所措置を解除したが、離職等のため、児童福祉法第33条の6の規定に基づき自立援助ホームに入居した児童等（以下「入居児童等」という。）
- (2) 都道府県知事が前号に規定する児童等と同等であると認めたもの

### 4 事業内容

この事業は次のことを行うものとする。

- (1) 自立援助ホームに心理担当職員を配置し、自立援助ホームの指導員（以下「指導員」という。）と連携の上、心理面から入居児童等の自立支援を行うこと。
- (2) 心理担当職員は入居児童等とハローワークに同行し、入居児童等及びハローワーク担当者と就職に関する打合せを行うなど、入居児童等の状況を考慮した就職支援（指導員が就職支援を行う場合にはその補助）を行うこと。

### 5 心理担当職員の資格要件

心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

### 6 設備等

児童福祉法施行規則（昭和23年厚令第11号）及び「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」（平成10年4月22日児発第344号）に定める自立援助ホームの設備等の他、入居児童等の状況により必要な心理面からの支援を行うために必要な設備等を設けること。

### 7 事業を実施にあたっての留意事項

- (1) 指導員と連携の上、入居児童等との信頼関係の構築に努めること。
- (2) 効果的に入居児童等に対する支援ができるよう児童相談所、ハローワーク等関係機関と緊密に連携を図ること。
- (3) 入居児童等の意向に配慮すること。
- (4) 入居児童等の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- (5) 入居児童等が自立援助ホームを退居するまでの間に就職先（就労が難しい場合には次の福祉サービス）を確保できるよう努めること。

## 8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 指導委託促進事業実施要綱

### 1 目的

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっており、複雑・困難なケースも増加している。このため、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又はその保護者に対する指導などの業務について、専門性を有した民間団体を積極的に活用することにより、児童虐待の発生予防の充実を図るとともに児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。

### 3 事業内容

この事業は、地理的要件や過去の相談経緯その他の理由により、児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有する機関であると認められる者（以下「指導機関」という。）による指導が適当と考えられる事例について、児童福祉法第26条第1項第2号又は同法第27条第1項第2号の規定に基づき、児童相談所長又は都道府県が指導機関に委託して指導を行うものとする。

### 4 指導機関の要件

指導機関は、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること。
- (2) 委託に係る指導に従事するものとして、次のアからウのいずれかに該当する者を置いていること。
  - ア 児童福祉法第12条の3第2項第2号に該当する者
  - イ 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
  - ウ 児童相談所長又は都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。）がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

### 5 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業による委託は、施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭であって、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により指導機関による指導が適当と考えられる事例に対して行うこと。
- (2) 指導機関に委託して指導を行う場合には、予めその旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、委託による指導が決定した場合には、児童相談所は指導機関に対し、指導について参考となる情報を詳細に伝達す

るとともに、指導機関が的確な援助計画を作成できるよう助言を行うなど、指導の一貫性、適格性が確保できるよう努めること。

- (3) 指導機関が委託による指導が適當ではないと認めるに至った場合には、速やかに児童相談所にその旨の意見が述べられるよう体制を整備すること。
- (4) 指導機関から定期的に指導の経過報告を求めるとともに、必要な助言、援助等を行うなど、指導機関と十分に連携を図ること。

## 6 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。